

事 務 連 絡  
令和 2 年(2020 年)11 月 30 日

一般社団法人滋賀県医師会  
各 地 域 医 師 会  
一般社団法人滋賀県病院協会  
御中

滋賀県健康医療福祉部医療政策課

季節性インフルエンザと COVID-19 の検査体制について

平素は、本県の感染症対策にご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

このことについて、令和 2 年 11 月 20 日付けで厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から別添写しのとおり事務連絡がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴会員への周知についてよろしく願いいたします。

滋賀県健康医療福祉部  
医療政策課感染症対策室  
調査・医療対策係 安保  
TEL : 077-528-3584  
FAX : 077-528-4866  
E-mail : coronataisaku4@pref.shiga.lg.jp

事 務 連 絡  
令和 2 年 11 月 20 日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

### 季節性インフルエンザと COVID-19 の検査体制について

新型コロナウイルスの感染状況については、新規陽性者数の増加傾向が顕著になってきています。最近の新規感染者数を 1 週間の移動平均で見ると、2 週間で 2 倍を超える伸びとなっています。冬の到来を前にして、7、8 月の感染拡大の際に近い伸び方になっており、強い危機感をもって対処していく必要があります。

一方、季節性インフルエンザの発生状況については、直近（令和 2 年第 46 週（本年 11 月 9 日～11 月 15 日））では、全国約 5,000 の定点医療機関からの合計報告数は 23 件となっており、昨シーズンの同時期（9,107 件）と比較して 100 分の 1 以下となっています。

こうした状況を踏まえ、各診療・検査医療機関において、臨床所見、地域の感染状況等により、医師が季節性インフルエンザ及び COVID-19 の検査の必要性等を判断していただくこととなりますが、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している地域においては、発熱患者等が医療機関を受診した際に、他の疾患の疑いが強い場合を除き、積極的に COVID-19 の検査を実施するようお願いいたします。

貴職におかれましては、内容を御了知のうえ、医療関係者等の貴管内関係者へ周知していただくようお願いいたします。